第二十五条の見出し中「独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、同条中「限る」の下に「。以下「指定独立行政法人等」という」を加える。

第二十七条第一項中「行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）」を「行政機関等」に、「における被調査者」を「その他の統計を作成するための調査における被調査者（当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体をいう。第二十九条第一項において同じ。）」に改め、同条第二項中「届出独立行政法人等」を「独立行政法人等」に改め、同項第一号中「統計調査」の下に「その他の事業所に関する統計を作成するための調査」を加え、同項第二号中「事業所」を「その行う事業所」に改める。

第二十九条第一項中「統計調査」の下に「その他の統計を作成するための調査」を加え、同条第二項中「対し」の下に「、必要な資料の提供」を加え、同条に次の一項を加える。

3　行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、他の行政機関の長の協力が得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

第三十条中「前条」を「前条第一項及び第二項」に、「関係者」を「執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）」に改め、「対し、」の下に「必要な資料の提供、調査、報告その他の」を加え、同条に次の一項を加える。

2　行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、被要請者の協力を得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

第三十一条第一項中「基幹統計の作成の」を「第二十九条第三項又は前条第二項の規定による通知があった場合において、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成する」に、「その他の関係者」を「、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体」に改め、「提供」の下に「、調査、報告」を加える。

第三十二条中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、同条第二号中「統計」を「統計調査その他の統計」に改める。

第三十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（調査票情報の提供）」を付し、同条中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、「場合には」の下に「、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ」を加え、「これら」を「これら」に改め、同条第一号中「又は」の下に「統計調査その他の」を加え、同条に次の三項を加える。

2　行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）の規定により調査票情報を提供したときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一　前項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

二　前項の規定により提供した調査票情報に係る統計調査の名称

三　前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3　第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出しなければならない。

4　行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一　第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二　前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要

三　前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二　行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前条第一項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。

2　前条第二項及び第四項の規定は前項の規定により調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等について、同条第三項の規定は前項の規定により調査票情報の提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあり、同項第一号及び第二号中「前項」とあり、並びに同条第三項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

第三十四条中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、「、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には」を削り、「統計の作成等」を「学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるもの」に改め、同条に次の二項を加える。

2　行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項の規定により統計の作成等を行うこととしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一　前項の規定により統計の作成等の委託をした者の氏名又は名称

二　前項の規定により統計の作成等に利用する調査票情報に係る統計調査の名称

三　前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3　行政機関の長又は指定独立行政法人等は、第一項の規定により統計の作成等を行ったときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項

二　第一項の規定により作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要

三　前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

第三十五条第一項中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改める。

第三十六条中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、「、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には」を削り、「匿名データを」の下に「学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項

二　第一項の規定により作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要

三　前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2　第三十三条第二項及び第四項の規定は前項の規定により匿名データを提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等について、同条第三項の規定は前項の規定により匿名データの提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあり、同項第一号及び第二号中「前項」とあり、並びに同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、同条第二項及び第三項中「調査票情報」とあるのは「匿名データ」と読み替えるものとする。

第三十七条中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に、「第三十四条又は前条」を「第三十三条の二第一項、第三十四条第一項又は前条第一項」に、「その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等」を「独立行政法人統計センター」に改める。

第三十八条第一項中「第三十四条の」を「第三十三条の二第一項の規定により行政機関の長が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者、第三十四条第一項の」に、「者又は第三十六条第一項」を「者又は第三十六条第一項」に、「前条の規定による委託を受けた独立行政法人等（以下この条において「受託独立行政法人等」という。）が第三十四条又は第三十六条」を「独立行政法人統計センター